

菊川市中小企業等奨学金返還支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、市内中小企業者等の採用力強化を図るため、従業員の奨学金返還を支援する中小企業者等に対し、予算の範囲内において菊川市中小企業等奨学金返還支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県中小企業等奨学金返還支援事業費補助金交付要綱（令和7年9月3日付け就産第226号静岡県知事通知。以下「県要綱」という。）、菊川市補助金等交付規則（平成17年菊川市規則第29号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業等奨学金返還支援事業 県、市及び中小企業者等の三者が連携して、支援対象者の奨学金返還を支援する事業をいう。
- (2) 中小企業者等 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第2項に規定する中小企業者等をいう。
- (3) 奨学金 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 独立行政法人日本学生支援機構が貸与する奨学金
 - イ 地方公共団体、大学、民間企業その他の奨学金貸与機関が貸与する奨学金（静岡県医学修学研修資金、静岡県看護職員修学資金貸付金、静岡県保育士修学資金貸付金、静岡県介護福祉士修学資金貸付金その他の学資金で、特定の職種へ就職した場合又は特定の地域に居住した場合その他一定の要件に該当した場合に返還の全部又は一部が免除されることとなるものを除く。）
- (4) 支援事業者 従業員の奨学金返還を支援するため、従業員に対して手当等として金銭を支給し、又は従業員に代わって奨学金貸与機関に対して奨学金の返還を行う中小企業者等であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。
 - ア 県内に本店又は主たる事務所を有する者であること。
 - イ 市内に事務所を有する者であること。
 - ウ この要綱に基づく補助金の申請をする日の3年前の日から当該申請をする日の前日までの間に、労働関係法令に違反していない者であること。
 - エ 市税等を滞納していない者であること。
 - オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業（麻雀屋、パチンコ屋、ゲームセンター及び料理旅館等飲食を伴うもので明らかに食事の提供が主目的なものは除く。）又は性風俗特殊営業を営む者でないこと。
 - カ 静岡県暴力団排除条例（平成23年静岡県条例第25号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。また、暴力団又は暴力団員等と関係を有する者でないこ

と。

(5) 支援対象者 支援事業者に採用され、市内の事業所に勤務している雇用期間の定めのない従業員（試用期間を含む。）であって、次に掲げる要件のいずれにも該当する者をいう。

ア 支援事業者に雇用された日（以下「雇用日」という。）において、奨学金を返還中であること又は将来において返還することが確定していること。

イ 支援事業者が従業員の奨学金返還を支援する制度を設けた日又は令和8年4月1日のいずれか遅い日以降に採用された者であること。

ウ 令和9年3月31日において、35歳以下であること。

エ 雇用日の属する年度の初日から5年を経過した者でないこと。

オ 事業主と同居している3親等内の親族でないこと。ただし、勤務実態及び勤務条件が当該者以外の従業員と同様であると認められる場合は、この限りでない。

カ 役員その他の事業主と利益を同一にする地位の者でないこと。

キ その他支援対象者とするのが適当でないと市長が認めた者でないこと。

（補助の対象及び補助率（額））

第3条 補助の対象となる経費は、支援事業者が行う令和8年4月1日から令和8年12月31日までの期間における中小企業等奨学金返還支援事業に要する経費とする。

2 補助率（額）は、支援対象者1人当たり、支援事業者が前項に掲げる事業に要する経費の3分の2以内の額とする。ただし、支援対象者が当該年度において奨学金の返還に要し、又は返還することとされている額の合計額の3分の1以内とし、8万円を限度とする。

（交付の申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする支援事業者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 菊川市中小企業等奨学金返還支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）

(2) 事業計画書（様式第2号）

(3) 申立書（様式第2号の2）

(4) 同意書（様式第2号の3）

(5) 奨学金返還支援手当等の支給根拠となっている内部規定等の写し

(6) 雇用契約書等雇用関係及び雇用形態が確認できる書類の写し

(7) 支援対象者の奨学金返還額がわかる書類の写し

(8) その他市長が必要と認める書類

2 前項の書類は、支援事業者が、支援対象者に支援をしようとする日の2週間前又は令和8年12月10日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、支援対象者に支援をしようとする日の2週間前の日が令和8年3月31日以前となるときは、第1項の書類は、令和8年4月30日までに提出しなけ

なければならない。この場合において、支援対象者に支援をしようとする日から次条の規定による補助金の交付の決定を受ける日までの間に係る中小企業等奨学金返還支援事業に要した経費については遡って補助の対象とすることができるものとする。

(交付の決定等)

第5条 市長は、前条第1項により申請があった場合は、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を菊川市中小企業等奨学金返還支援事業費補助金交付決定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第6条 市長は、この要綱による補助金の交付の決定に当たり、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。

ア 補助事業の内容の変更（事業費の20パーセント以下の変更を除く。）をしようとする場合

イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。

(3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

(変更の承認申請)

第7条 支援事業者は、前条第1項第1号の規定による市長の承認を受けようとするときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 菊川市中小企業等奨学金返還支援事業計画変更承認申請書（様式第4号）

(2) 変更事業計画書（様式第2号）

(3) その他市長が必要と認める書類

(実績の報告)

第8条 支援事業者は、中小企業等奨学金返還支援事業が完了したときは、事業完了の日から起算して30日を経過した日（第4条第3項の規定により遡って補助の対象とされた場合において、補助金の交付決定のあった日より前に事業が完了したときは、補助金の交付決定のあった日から起算して30日を経過した日。第6条第1項第1号イにより補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知が到達した日から起算して30日を経過した日）又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の1月31日のいずれか早い日までに、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 菊川市中小企業等奨学金返還支援事業実績報告書（様式第5号）

(2) 事業実績書（様式第6号）

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告書が提出された場合は、その内容を審査し、
適当と認めるときは、補助金の額を確定し、菊川市中小企業等奨学金返還支援事業費補
助金額確定通知書(様式第7号)により支援事業者に通知するものとする。

(請求の手続)

第10条 支援事業者は、市長が補助金の額を確定した後、補助金の支払いを受けようとす
るときは、請求書(様式第8号)により、補助金の支払い請求を行うものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年10月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

菊川市中小企業等奨学金返還支援事業費補助金交付申請書

年 月 日

菊川市長 氏 名 様

（補助事業者）

所在地

名 称

代表者 氏 名

（個人の場合は、住所及び氏名を記載すること。）

年度において、菊川市中小企業等奨学金返還支援事業を実施したいので、菊川市中小企業等奨学金返還支援事業費補助金交付要綱第4条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

1 交付申請額 金額 千円

2 添付書類

(1) 様式第2号「事業計画書」

(2) 様式第2号の2「申立書」

(3) 様式第2号の3「同意書」

(4) 奨学金返済支援手当等の支給根拠となっている内部規程等の写し（就業規則の写し等）

(5) 雇用契約書等雇用関係及び雇用形態が確認できる書類の写し（労働条件通知書、労働契約書の写し等）

(6) 支援対象者の奨学金返還額がわかる書類の写し（独立行政法人日本学生支援機構の奨学金の場合は「スカラネットPS」の詳細情報の画面の写し）

※(3)(5)(6)は支援対象者ごとに添付が必要。

※前年度から継続して申請する場合は、(3)(4)(5)は省略できる。

申請責任者 職・氏名	部 署： 職氏名：
作成者 職・氏名 電話・メールアドレス	部 署： 職氏名： 電 話： メー ル：

様式第2号（第4条、第7条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）
事業計画書（変更事業計画書）

1 補助事業者の概要

区 分	内 容
名称 （個人の場合は氏名）	
代表者職氏名 （会社・団体の場合に限る。）	
所在地 （個人の場合は住所）	
業種	
資本金の額又は出資の総額	
常時使用する従業員の数	

2 奨学金返還支援制度の概要

区 分	内 容
制度を設けた日	
給付名目	
年間給付回数・時期	
従業員1人当たりの 給付額又は算出方法	

（注1）「給付名目」欄は、「〇〇手当」や「賞与への上乗せ」、「奨学金の貸与機関に代理返還」などと記載してください。

（注2）「年間給付回数」欄は、毎月、年〇回（□月、△月）などと記載してください。

3 支援対象者

区分		支援対象者 1	支援対象者 2
基本情報	氏名		
	生年月日	年 月 日	年 月 日
	住所		
	高校等卒業時の住所	静岡県内（市町） 静岡県外	静岡県内（市町） 静岡県外
	出身大学等の所在地	静岡県内・静岡県外	静岡県内・静岡県外
	採用年月日	年 月 日	年 月 日
	配属先 (所在地の市町)		
	奨学金名称 及び運営団体		
	返還予定額(総額)		
手当等の支給予定	支援対象者が貸与機関 に返還する予定額(a)	円	円
	手当等の支給予定回数		
	手当等の支給予定日	年 月 日～ 年 月 日	年 月 日～ 年 月 日
	手当等の支給予定額(b)	円	円
補助金額の算定	$a \times 1/3$ (d)	円	円
	$b \times 2/3$ (c)	円	円
	c 又は d のいずれか低い額(上限8万円) (e)	円	円
	補助金額 e(千円未満切り捨て)	円	円

(注1) 支援対象者が3人以上いる場合は、項目欄を「支援対象者3」等と修正して別様で作成してください。

(注2) 「手当等の支給予定日」は、交付申請期間中、最も早い支給予定日と、最も遅い支

給予定日を記載してください。

様式第2号の2（第4条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）
申立書

菊川市長 氏 名 様

所在地

名称

代表者 氏 名

（個人の場合は、住所及び氏名を記載すること。）

年度において菊川市中小企業等奨学金返還支援事業費補助金の交付を申請するに
当たり、下記のとおり相違ないことを申し立てます。

記

- 1 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第2号に規定する「中小企業者等」である。
- 2 本店又は主たる事務所が静岡県内にある。
- 3 補助金を申請する日の3年前の日から、申請する日の前日までの間に、労働関係法令に係る違反がない。
- 4 市税等を滞納していない者であること。
- 5 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業（麻雀屋、パチンコ屋、ゲームセンター及び料理旅館等飲食を伴うもので明らかに食事の提供が主目的なものは除く。）又は性風俗特殊営業を営む者でない。
- 6 静岡県暴力団排除条例（平成23年静岡県条例第25号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等ではない。また、暴力団又は暴力団員等と関係を有する者ではない。
- 7 支援対象者は、奨学金の返還に関し、本補助金以外に、他の助成金その他の金銭的支援を受けていない。
- 8 支援対象者は、支援事業者が従業員の奨学金返還を支援する制度を設けた日、静岡県中小企業等奨学金返還支援事業費補助金交付要綱の施行日（令和7年10月1日）又は菊川市中小企業等奨学金返還支援事業費補助金交付要綱の施行日（令和7年10月1日）のいずれか遅い日以降に採用された者であり、支援事業者が支援対象者から奨学金返還の支援を受ける日の属する年度の3月31日において、35歳以下である。
- 9 支援対象者は、雇用された日の属する年度の初日から5年を経過していない。

申請責任者 職・氏名	部 署： 職氏名：
作成者 職・氏名 電話・メールアドレス	部 署： 職氏名： 電 話： メー ル：

様式第2号の3（第4条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）
同意書

菊川市長 氏 名 様

私は、事業主である _____ が、静岡県、菊川市と連携して行う中小企業等奨学金返還支援事業の補助金の交付を受けるに当たって、次のとおり同意します。

記

- 1 事業主に雇用された日（以下「雇用日」という。）において、奨学金を返還中であるか、又は将来において返還することが確定している。
- 2 事業主から支援を受ける日の属する年度の3月31日において、35歳以下である。
- 3 雇用日の属する年度の初日から5年を経過した者でない。
- 4 奨学金の返還において、事業主からの支援のほかに助成金その他の金銭的支援を受けていない。
- 5 事業主と同居している3親等以内の親族でない※
- 6 役員その他の事業主と利益を同一にする地位の者でない。
- 7 静岡県及び菊川市が、事業主を通じて、氏名、生年月日、住所、採用年月日及び奨学金に関する事項等、申請のために必要となる個人情報を収集すること、及び補助金の適正な交付の確認のため、静岡県及び菊川市が、収集した個人情報を利用する可能性があることを認める。

※事業主と同居している3親等以内の親族に該当しても、勤務実態、勤務条件が支援対象従業員以外の従業員と同様であると認められる場合は、当該規定が除外されますので、菊川市にお問合せください。

年 月 日

住所 _____

氏名 _____

様式第3号（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

菊川中小企業等奨学金返還支援事業費補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

氏 名 様

菊川市長 氏 名 印

年 月 日付けで申請のあった菊川市中小企業等奨学金返還支援事業費補助金の交付について、次のとおり決定します。

交付決定額 円

様式第4号（第7条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

菊川市中小企業等奨学金返還支援事業計画変更承認申請書

年 月 日

菊川市長 氏 名 様

（補助事業者）

所在地

名称

代表者 氏 名

（個人の場合は、住所及び氏名を記載すること。）

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた菊川市中小企業等奨学金返還支援事業の（変更・中止・廃止）について、菊川市中小企業等奨学金返還支援事業費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、次のとおり申請します。

1 （変更・中止・廃止）の理由

2 （変更・中止・廃止）の内容

申請責任者 職・氏名	部 署： 職氏名：
作成者 職・氏名 電話・メールアドレス	部 署： 職氏名： 電 話： メー ル：

様式第5号（第8条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

菊川市中小企業等奨学金返還支援事業実績報告書

年 月 日

菊川市長 氏 名 様

（補助事業者）

所在地

名称

代表者 氏 名

（個人の場合は、住所及び氏名を記載すること。）

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた菊川市中小企業等奨学金返還支援事業が完了したので、中小企業等奨学金返還支援事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 添付書類

- (1) 支援対象者の奨学金返還額がわかる書類の写し（独立行政法人日本学生支援機構の奨学金の場合は「スカラネットP S」の詳細情報の画面の写し）
- (2) 支援対象者への給付の場合は、当該年に係る支援対象従業員の賃金台帳（給付等の額及びその支払の日が分かるものを含む）の写し
- (3) 代理返還の場合は、当該年に係る代理返還の対象者及び代理返還の額が分かる書類等の写し並びに領収書又は振替払込請求書兼受領証その他の代理返還を行ったことを証する書類の写し

※添付書類は支援対象者ごとに必要

申請責任者 職・氏名	部 署： 職氏名：
作成者 職・氏名 電話・メールアドレス	部 署： 職氏名： 電 話： メー ル：

様式第6号（第8条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）
事業実績書

区分		支援対象者 1	支援対象者 2
氏 名			
報 交 付 申 請 期 間 中 の 情	支援対象者が貸与機関 に返還した額(a)	円	円
	手当等の支給回数		
	手当等の支給日	年 月 日～ 年 月 日	年 月 日～ 年 月 日
	手当等の支給総額(b)	円	円
補 助 金 額 の 算 定	$a \times 1/3$ (d)	円	円
	$b \times 2/3$ (c)	円	円
	c 又は d のいずれか低 い額(上限8万円)e	円	円
	補助金額 e(千円未満切り捨て)	円	円

(注1) 支援対象者が3人以上いる場合は、項目欄を「支援対象者3」等と修正して別様
で作成してください。

(注2) 「手当等の支給日」は、交付申請期間中、最も早い支給日と、最も遅い支給日を記
載してください。

様式第7号（第9条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

菊川市中小企業等奨学金返還支援事業費補助金額確定通知書

第 号
年 月 日

氏 名 様

菊川市長 氏 名 印

年 月 日付けで実績報告書の提出があった菊川市中小企業等奨学金返還支援事業費補助金の交付について、次のとおり確定します。

交付確定額 円

様式第 8 号（第10条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）
請求書

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定を受けた菊川市中小企業等奨学金返還支援事業の補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

菊川市長 氏 名 様

(補助事業者)

所在地

名称

代表者 氏 名

(個人の場合は、住所及び氏名を記載すること。)

申請責任者 職・氏名	部 署： 職氏名：
作成者 職・氏名 電話・メールアドレス	部 署： 職氏名： 電 話： メー ル：